### 丹 波 市 長 様



## 

2020.04.01

	┌──(該当する籄	所にO印	をつけてく	ださい)	届出	1 目	令和	年	月	日
届出内容(上水道)	開始・再開	・休止・	廃止・臨	時・変更	ふり	がな				
開始·再開·休止·廃止·変更 予 定 年 月 日	令和	年	月	日	提出者	氏名	TEL (	)	_	
届出内容(下水道)	開始・再	開・休止	上・廃止・	変更		<b>変</b> (変更	<b>更理由と</b> する場合の	<b>斗金精算</b> のみご記 <i>)</i>	<b>の有無</b> へください)	
開始·再開·休止·廃止·変更 予 定 年 月 日	令和	年	月	日		変見	<b>更理由</b>		料金の <b>有</b> ・	
下水使用水区分 及 び 人 数		水区分が	〔併用〕の方	■ 「 <b>使用人数</b> が上水道を休」 ご記入してくださ	止し、継続		<b>コ 併 用</b> 井戸水等			人)湯合は、
[上下水道共通]										
使 用 場 所	市 - 施設名称またに		波市				书	3屋番号		
新使用者・新所有者 〔裏面誓約書への同意〕	ふりが な 氏 名				即	TEL	. (	)	-	F
水道料金·下水道使用料 納 入 方 法	□ 納付書 □ 口座振替(金融機関へ書類の提出が必要)									
納付書送付先 (使用場所以外へ 送付する場合のみ記入)	〒 - 住 所					TEL	. (	)	-	0 3
前使用者·前所有者	〒 - 連絡先住所									
〔裏面誓約書への同意〕	ふりが な 氏 名				印	TEL	. (	)	-	7
精 算 分 の 納 入 方 法		・(以前から	登録済の口	1座から引き落	とし)					\ 
所 有 者 承 認 (管理者·代理人等)	〒 - 住 所									
〔裏面誓約書への同意〕	ふりがな 氏 名				(EII)	TEL	. (	)	-	
裏面誓約事項を遵守	することを承諾	し、上記の	のとおり届	出します。					_	-
<ul><li>※ 給水装置を再開栓す</li><li>※ 給水装置、下水道排</li><li>※ 開始(メーター新設)</li><li>※ 使用者等の変更に合</li><li>【ト下水道部処理欄】</li></ul>	⊧水設備を休止す もしくは廃止(メ−	る場合は、 -ター撤去	- 必ず、休山 )される場合	:届を提出くだ うはこの届のほ	さい。 かに手					۲۷۰,

			נימן 🗸									
量	7	水	器	番号		検	満	月	年 月	指	示 数	m <sup>3</sup>
給	水(	の 種	別	一般(	) mm	検	針	日	/	用	途 (統計)	
使	用	者 番	号			桧	針 順	位.		検	針 者	
給	水	区	域			1央	业1 川只	71/.		1円	和 4	
下	水 道	処 理	欄	区分(公共	共・特環・農集・コミプラ)	処	理	区				
備			考									

決	上下水道部	お客様センター	入 力	開栓手数料	受付·裏面説明	FAX送付	
			/				
裁			チェック			※当日・翌日のみ	

#### ※!※!※!※ 必ずお読みください ※!※!※!※

水道メーターは、開栓・閉栓(休止中)を問わず全てのメーターの検針を2箇月に一度、実施します。 メーターボックスをご確認いただき、次のことにご協力をお願いいたします。

- ●メーターボックスの上には車や物を置かないでください。
- ●飼い犬はメーターボックス付近から離れた場所に繋いでください。
- ●メーターボックスを隠すような植木や雑草は取り除いてください。
- ●メーターボックス内に泥や水がたまらないよう、いつもきれいにしてください。
- ●家の増改築などの際にメーターボックスが支障となるときは、検針しやすい場所に移していた だくこととなります(費用は所有者様のご負担となります)。
- =+★+★+★+★= 検針作業がスムーズに行えるよう、皆様のご協力をお願いいたします =+★+★+★+★=

# 誓 約 書

### 給水装置の使用に関して

- 一. 給水装置の使用に際し、丹波市水道事業給水条例及び丹波市水道事業給水条例施行規程、並びに 関係法令を遵守します。
- 一. 給水装置を善良な状態で管理いたします。
- 一. 非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令または丹波市給水条例の規定 による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市がその責任を負わないことを承諾いた します。
- 一. 水道料金・下水道使用料等を滞納した場合、給水の停止を受けても異議ありません。
- 一. 使用を休止する場合は、遅滞なく「休止届」を提出いたします。

#### 休止の場合(適用対象:給水装置所有者様)

- 一. 給水装置の休止期間については3年以内となっており、さらに休止を継続したい時は、改めて給水装置 (変更・使用)届を遅滞なく提出いたします(継続は一度のみ、最長6年)。なお、決められた届出を怠った 場合や、休止期間が満了した場合、給水装置の切り離しをされても異議申し立ては一切いたしません。
- 一. 給水装置の休止期間であっても、給水装置を善良な状態で管理いたします。

井戸水等の使用を休止する場合のみ
一. 井戸水等が使用できる状態ですが、下水道へは流しません。
一. 井戸水等を下水道へ流す場合は、下水道排水設備使用届を遅滞なく提出いたします。
休止の理由
住所

氏 名